

○準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百二十二号)

改正 平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の二の五第一項第七号ロの規定に基づき、準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を次のように定める。

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百九条の二の五第一項第七号ロの規定に基づき国土交通大臣が定める準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の外径は、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値とする。

給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	給水管等の外径			
				給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分			
				防火構造	三十分耐火構造	一時間耐火構造	二時間耐火構造
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	五・五ミリメートル以上	九十ミリメートル	九十ミリメートル	九十ミリメートル	九十ミリメートル
			六・六ミリメートル以上	百十五ミリメートル	百十五ミリメートル	百十五ミリメートル	九十ミリメートル
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	五・五ミリメートル以上	九十ミリメートル	九十ミリメートル	九十ミリメートル	九十ミリメートル
排水管及び排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	四・一ミリメートル以上	六十一ミリメートル	六十一ミリメートル	六十一ミリメートル	六十一ミリメートル

		五・五ミリメートル以上	九十ミリメートル	九十ミリメートル	九十ミリメートル	六十一ミリメートル
		六・六ミリメートル以上	百十五ミリメートル	百十五ミリメートル	九十ミリメートル	六十一ミリメートル
厚さ〇・五ミリメートル以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	五・五ミリメートル以上	九十ミリメートル	九十ミリメートル	九十ミリメートル	九十ミリメートル
		六・六ミリメートル以上	百十五ミリメートル	百十五ミリメートル	百十五ミリメートル	九十ミリメートル
		七・〇ミリメートル以上	百四十一ミリメートル	百四十一ミリメートル	百十五ミリメートル	九十ミリメートル

- 一 この表において、三十分耐火構造、一時間耐火構造及び二時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ三十分、一時間及び二時間耐える性能を有する構造をいう。
- 二 給水管等が貫通する令第百十二条第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するものは、三十分耐火構造とみなす。
- 三 内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該管の先端を密閉してあること。

附 則

- この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 昭和四十四年建設省告示第三千八百八十三号は、廃止する。

附 則 (平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。